

明 土 総 第 5 3 号

平成28年(2016年)12月9日

明石市監査委員 林 郁 朗 様  
同 星 川 啓 明 様  
同 松 井 久美子 様  
同 楠 本 美 紀 様

明 石 市 長 泉 房 穂

土木交通部定期監査の結果に対する措置について（通知）

平成28年11月9日付け明監第163号で提出のあった土木交通部定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 平成28年11月9日

2 措置の内容

(監査の結果)

1 単価契約による道路維持補修工事について

土木交通部では、施設の老朽化や災害等から道路機能を早期に回復させることなどを目的として、単価契約による維持補修工事を行っている。

単価契約による工事は、設計・契約手続を省略し、指示書のみで着手することができるため、年間を通して発生する小規模又は緊急性のある事態に対して、所管課が迅速に対応することが可能となる。

土木交通部が単価契約により実施した工事の内容を調査したところ、工事の施行を急ぐあまりに、本来、総価契約すべき工事を単価契約で執行している事例が見受けられた。

単価契約による工事の施行にあたっては、工事の規模及び道路の不良箇所等復旧の緊急性の度合いを十分に考慮し、適正な予算執行に努められたい。

(講じた措置)

単価契約による維持補修工事の実施につきましては、単価契約本来の趣旨に鑑みて、工事の内容、規模及び緊急性の度合いを十分に考慮し、適正な執行に努めてまいります。 (土木交通部)